

入札心得

(入札執行について)

- (1) 入札人は、入札公告、仕様書及び関係書類並びに現場等熟覧のうえ、所定の様式の入札書により入札してください。
- (2) 入札人は、福山市契約規則、その他関係法令を承諾のうえ、入札してください。
- (3) 入札人は、入札公告で指定した期限及び場所に入札書を提出してください。なお、開札の立会いは任意とします。ただし、開札に立会う場合は指定した時間を厳守してください。(新型コロナウイルス感染予防のため、できるだけ立会を控えていただきますようご協力をお願いします。)
- (4) 再度入札において、前回の最低価格以上の入札は無効とします。
- (5) 物件の買入れ等に係る入札において、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。
- (6) 開札には、入札人1人で立会いしてください。
- (7) 開札執行中は、私語をつつしみ、喫煙及び携帯電話等の電子機器の使用はご遠慮ください。

(入札書について)

- (1) 入札書は所定の様式とし、封筒に封入してください。また、調達物品名称、開札日及び商号等を封筒に記入して提出してください。
- (2) 入札書への記入事項(所在、商号等、代表者、品名、品質規格、数量、入札金額(消費税等抜き額)は、所定の欄に明確に記入し、押印は、朱肉でしてください。
- (3) 入札人は、提出した入札書の引き換え、又は変更若しくは取消しをすることはできません。
- (4) 入札人は、入札書の記載事項について、訂正、挿入、または削除をしたときは、その箇所に届出印を押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- (5) 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。
(例 ￥1, 234, 567, 890)

(無効入札について)

次のような場合に該当するときは、その入札は無効となります。なお、無効の入札をしたときは再度の入札に参加することができません。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 再度の入札をした場合において委任状を持参しない代理人のした入札。
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札をしたとき。
- (4) 金額を訂正した入札。
- (5) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (6) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (7) 他人の代理を兼ね、または2以上を代理して入札をしたとき。
- (8) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (9) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (10) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
- (11) その他特に指定した事項に違反した入札をしたとき。

(その他)

落札者は落札決定後5日以内に契約を締結するものとする。ただし、議会の議決が、必要な場合には、落札決定後5日以内に仮契約を締結し、議会の議決後本契約となります。